

小規模多機能型居宅介護みやざわ苑 利用料金表

(平成31年4月1日から)

1. 基本サービス費 (※高額介護サービス費に該当することがあります。)

- 1割負担のかたは、下表の「1か月(1日)の単位」 × 1 (円) です。
 2割負担のかたは、 " × 2 (円) "。
 3割負担のかたは " × 3 (円) "。

登録者の通常利用	
要介護度	1か月の単位
要支援1	3,403
要支援2	6,877
要介護1	10,320
要介護2	15,167
要介護3	22,062
要介護4	24,350
要介護5	26,849

短期利用居宅介護費	登録者以外の緊急利用	
	要介護度	1日の単位
	要支援1	419
	要支援2	524
	要介護1	565
	要介護2	632
	要介護3	700
	要介護4	767
	要介護5	832

2. サービス提供体制及び利用者の状況により上記サービス費用に加算される金額 (※高額介護サービス費に該当することがあります。)

- 1割負担のかたは、下表の「1か月の単位」 × 1 (円) です。
 2割負担のかたは、 " × 2 (円) "。
 3割負担のかたは " × 3 (円) "。

区分	1か月の単位	要件等
初期加算	30 (1日)	登録した日から起算して30日以内
認知症加算Ⅰ (要介護のみ)	800	日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はMに該当するかた
認知症加算Ⅱ (要介護のみ)	500	要介護2であって、かつ日常生活自立度のランクⅡに該当するかた
若年性認知症利用者受入加算 (介護給付)	800	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
若年性認知症利用者受入加算 (介護予防給付)	450	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別の担当者を定めている
看護職員配置加算Ⅰ (要介護のみ)	900	常勤専従の看護師を1名配置
看護職員配置加算Ⅱ (要介護のみ)	700	常勤専従の准看護師を1名配置
看護職員配置加算Ⅲ (要介護のみ)	480	常勤換算で1名以上の看護職員を配置
看取り連携体制加算	64 (1日)	看取り期のかたに対し、看護師により24時間連絡できる体制と看取りの対応方針を説明し同意を得ておく等 (看取りの日を含め30日以内に加算)
訪問体制強化加算	1,000	訪問を担当する従業者を一定以上配置し、1月あたりの延べ訪問回数が一定数以上
総合マネジメント体制強化加算	1,000	利用者や家族等の環境等の変化に応じ随時「小規模多機能型居宅介護計画」の見直しを行い、かつ利用者の地域における活動が確保されている等
栄養スクリーニング加算	5 (回)	栄養スクリーニングを行い、介護支援専門員に栄養状態に係る情報を文書で共有した場合 ※6月に1回を限度
サービス提供体制強化加算Ⅰイ	640	従業者毎に研修計画を作成し研修を実施し、利用者に関する情報等の伝達か従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員のうち介護福祉士が50%以上

サービス提供体制強化加算Ⅰイ (短期利用)	21 (1日)	〃
サービス提供体制強化加算Ⅰロ	500	利用者に関する情報等の伝達か従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員のうち介護福祉士が40%以上
サービス提供体制強化加算Ⅰロ (短期利用)	16 (1日)	〃
サービス提供体制強化加算Ⅱ	350	利用者に関する情報等の伝達か従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員のうち常勤職員が60%以上
サービス提供体制強化加算Ⅱ (短期利用)	12 (1日)	〃
サービス提供体制強化加算Ⅲ	350	利用者に関する情報等の伝達か従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催のうえ、介護職員の総数のうち勤続3年以上が30%以上
サービス提供体制強化加算Ⅲ (短期利用)	12 (1日)	〃
介護職員処遇改善加Ⅰ	基準に適合した介護職員の賃金の改善等を事業所が実施した場合、基本サービス費と各種加算の合計の10.2%を加算	

3. 生活費

区分	金額 (円)		備考
宿泊室料金 (個室)	1泊	1,400	
宿泊室料金 (間仕切り室)	1泊	1,200	
光熱水費	1泊	500	
食費 (朝)	1食	320	
食費 (昼)	1食	580	おやつ代含む
食費 (夕)	1食	550	

4. その他実費

区分	金額 (円)		備考
紙オムツ代	実費		希望による
特別食	実費		行事食の特別料金
レクリエーション費	実費		希望による
新聞代	実費		利用者全員で按分

□高額介護サービス費

サービス費用 (保険給付の本人負担) の1か月の合計額が一定の上限額を超えた場合には、超えた分が長岡市への申請により払い戻されます (高額介護サービス費の支給)。

利用者負担区分	生活保護受給者等	合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下	市民税非課税世帯	一般	現役並み所得者
個人の上限度月	15,000円	15,000円	24,600円	44,400円	44,400円